

国民年金保険料の納め方

国民年金保険料を納め忘れてしまうと、事故や病気で障害を負っても障害基礎年金が受けられなかったり、将来受ける老齢基礎年金が減額されたり、受給資格期間が満たせず受け取れなかったりする場合があります。

国民年金保険料をきっちりしっかり納めることが、日々における安心に繋がります。今回は、保険料の納め方についてお知らせします。

平成22年度（平成22年4月から平成23年3月まで）の国民年金の保険料は、**1ヶ月15,100円**です。

※国民年金の保険料は税控除の対象となっています。

●現金で!

社会保険事務所から送られてくる納付書と現金を各窓口にご持参のうえ、納付することができます。

- ・郵便局、金融機関(信用金庫、農協、銀行など)
- ・社会保険事務所
- ・コンビニエンスストア(一部店舗を除きます)

●口座から!

各金融機関及び郵便局からの口座振替をご利用になると、保険料の納め忘れがなくなり、たいへん便利です。さらに、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割制度」をご利用になれば、定額保険料(毎月納付)が50円(平成22年度)割引になります。

お申し込みは、納付書と同封されている「口座振替納付申出書」に必要事項を記載し、納付書と預貯金通帳及び届出印をお持ちになって、各金融機関、役場窓口、年金事務所で行ってください。

●パソコンから!

金融機関のインターネットバンキングサービスを利用し、保険料を電子納付することができます。次の準備が必要となります。

- ・利用予定金融機関とのインターネットバンキング契約
- ・インターネットに接続されたパソコン
- ・国民年金保険料納付書

●携帯電話、固定電話から!

金融機関のモバイルバンキングサービスを利用し、保険料を電子納付することができます。次の準備が必要となります。

- ・利用予定金融機関とのモバイルバンキング契約
- ・モバイルバンキング利用可能な携帯電話、固定電話
- ・国民年金保険料納付書

※各バンキングサービスについては、一部金融機関でご利用できない場合があります。ご利用予定の金融機関にご確認ください。

●クレジットカードで

クレジットカード(以下「カード」と言う)により保険料を納付することができます。利用できるカードは、指定代理納付者が発行しているカード及び指定代理納付者と提携している国際ブランド(JCB、VISA、MasterCard、DinersClub)が付されたカードです。

なお、カード事業者が被保険者に代わって保険料を立替納付し、カード利用代金として被保険者に請求を行う制度であることから、口座振替のような「早割」はありません。

※平成20年4月1日から60歳以上の方が国民年金に任意加入する場合は原則口座振替となりました。

■付加保険料

自営業などの人(第1号被保険者)は、付加保険料(1ヶ月400円)を納めて、より多い年金を受けることができます。

※年金に関する届出やお問合せの際には、年金手帳や基礎年金番号通知書、納付書などに記載されている『基礎年金番号』があるとスムーズに処理が行えますので、ご協力をお願い致します。

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160）にお問い合わせください。